

令和5年2月9日

まちづくり委員会資料

令和5年第1回定例会 専決処分の報告について

報告第1号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分
訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	使用料滞納者	* * * *	令和元. 10. 15	○滞納月数・滞納額 10か月分・146,370円
2	使用料滞納者	* * * *	令和元. 7. 24	○滞納月数・滞納額 10か月分・382,373円
3	使用料滞納者	* * * *	昭和45. 4. 1	○滞納月数・滞納額 5か月分・176,500円
4	使用料滞納者	* * * *	平成20. 7. 10	○滞納月数・滞納額 20か月分・317,980円
5	不正入居者	* * * *	平成19. 12. 4	○不正入居となった日 令和4. 2. 5 ※承継資格なし ○滞納月数・滞納額 5か月分・370,500円
6	不正入居者	* * * *	昭和42. 5. 1	○不正入居となった日 平成22. 2. 7 ※承継申請未手続
7	不正入居者	* * * *	昭和57. 12. 1	○不正入居となった日 令和3. 10. 8 ※承継資格なし

2 市営住宅の明渡を求める理由

(1) 使用料滞納者

市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じないため

(2) 不正入居者

市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去要求にも応じないため

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、次とおり請求した。

(1) 使用料滞納者

市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、所定の期限内に使用料を納付するよう求めたが、応じなかつたため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

(2) 不正入居者

市営住宅明渡請求書を送付して市営住宅を明渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	令和4. 8. 4	令和4. 9. 16	令和4. 12. 16	令和5. 1. 17
2	令和4. 8. 4	令和4. 9. 16	令和4. 12. 16	令和5. 1. 17
3	令和4. 5. 10	令和4. 8. 19	令和4. 12. 9	令和5. 1. 17
4	令和4. 8. 4	令和4. 9. 16	令和4. 12. 16	令和5. 1. 17
5	—	令和4. 8. 3	—	令和5. 1. 17
6	—	令和4. 3. 16	—	令和5. 1. 17
7	—	令和4. 8. 3	—	令和5. 1. 17

※ 訴え提起件数 (参考)

令和元年度 9件、令和2年度 3件、令和3年度 9件